

労働者派遣事業に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第23条第5項の規程に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 2022年4月1日 から
2023年3月31日 まで

(ふりがな)	かんきょうつうしんゆそうかぶしきかいしゃ ぶつりゅうじぎょう にいがたぶつりゅうせんとー
事業所の名称	環境通信輸送株式会社 物流事業部 新潟物流センター
所在地	〒950-0941 新潟県新潟市中央区女池7-25-15 NTTコム新潟女池ビル1F

1. 派遣労働者の数

派遣労働者数（1日平均）	1（人）
--------------	------

2. 労働者派遣の役割

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	1（件）
----------------------	------

3. 労働者派遣に関する料金額の平均額

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間あたりの額）	17,749 円
派遣労働者の賃金の額の平均額（1日8時間あたりの額）	9,568 円
マージン率	46.1 %

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、健康診断料、有給休暇費用や教育訓練費なども含まれています。

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練の内容	対象者	方法	実施人数	実施主体	賃金支給の有無	労働者の費用負担の有無
新規採用者訓練	派遣労働者	OJT	0	派遣元事業主	有給	無し
OA機器操作訓練	派遣労働者	OJT	0	派遣元事業主	有給	無し
資格取得研修	派遣労働者	OFF-JT	0	派遣元事業主	有給	無し
リーダー研修	派遣労働者	OFF-JT	0	派遣元事業主	有給	無し

キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口：新潟物流センター 北、大矢（電話025-285-8484）

5. 労働者派遣法第30条の4第1項の労働協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則として、当社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
労使協定の有効期限の終期	2024年3月31日

6. その他、労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生に関する事項	労働保険、社会保険、年次有給休暇
	育児・介護休業及び介護休暇
	定期健康診断（35歳以上は人間ドック）
	慶弔金・災害見舞金等の制度
	健康保険組合が運営する保養所の利用

労働者派遣事業に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第23条第5項の規程に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 2022年4月1日 から
2023年3月31日 まで

(ふりがな)	かんきょうつうしんゆそうかぶしきかいしゃ えいぎょうぶ ながのえいぎょうぶもん
事業所の名称	環境通信輸送株式会社 営業部 長野営業部門
所在地	〒831-2247 長野県長野市青木島4-4-9

1. 派遣労働者の数

派遣労働者数（1日平均）	2（人）
--------------	------

2. 労働者派遣の役割

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	2（件）
----------------------	------

3. 労働者派遣に関する料金額の平均額

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間あたりの額）	17,122 円
派遣労働者の賃金の額の平均額（1日8時間あたりの額）	11,282 円
マージン率	34.1 %

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、健康診断料、有給休暇費用や教育訓練費なども含まれています。

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練の内容	対象者	方法	実施人数	実施主体	賃金支給の有無	労働者の費用負担の有無
新規採用者訓練	派遣労働者	OJT	0	派遣元事業主	有給	無し
OA機器操作訓練	派遣労働者	OJT	0	派遣元事業主	有給	無し
資格取得研修	派遣労働者	OFF-JT	0	派遣元事業主	有給	無し
リーダー研修	派遣労働者	OFF-JT	0	派遣元事業主	有給	無し

キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口：長野営業部門 酒井（電話026-284-3152）

5. 労働者派遣法第30条の4第1項の労働協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則として、当社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
労使協定の有効期限の終期	2024年3月31日

6. その他、労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生に関する事項	労働保険、社会保険、年次有給休暇
	育児・介護休業及び介護休暇
	定期健康診断（35歳以上は人間ドック）
	慶弔金・災害見舞金等の制度
	健康保険組合が運営する保養所の利用